

議案参考資料

令和8年1月臨時会

(目次)

- 一般職の職員の給与に関する条例等の改正概要（第1号議案関係）……………（1）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第1号議案関係）……………（3）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第1号議案関係）……………（6）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）（第1号議案関係）……………（9）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）（第1号議案関係）……………（10）
- 大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（新旧対照表）（第5条関係）（第1号議案関係）……………（11）
- 大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（新旧対照表）（第6条関係）（第1号議案関係）……………（12）

一般職の職員の給与に関する条例等の改正概要（第1号議案関係）

1 給与改定内容

国家公務員等の例により、次のとおり給与改定を行う。

(1) 月例給

若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の改定（平均3.57%の増）を行う。

【大学卒初任給】220,000円 → 232,000円 (+12,000円)

【高校卒初任給】188,000円 → 200,300円 (+12,300円)

(2) 期末勤勉手当

支給月数を次のとおり改定する。

ア 一般職 年間4.60月 → 4.65月 (+0.05月)

イ 特別職（議員を含む。） 年間3.45月 → 3.50月 (+0.05月)

ウ 再任用 年間2.40月 → 2.45月 (+0.05月)

		6ヶ月期	12ヶ月期	合計
一般職	R7	期末 1.25月	1.275月 (+0.025月)	4.65月 (+0.05月)
	R7	勤勉 1.05月	1.075月 (+0.025月)	
	R8以降	期末 1.2625月	1.2625月	4.65月
	R8以降	勤勉 1.0625月	1.0625月	
特別職 (議員を含む。)	R7	期末 1.725月	1.775月 (+0.05月)	3.50月 (+0.05月)
	R8以降	期末 1.75月	1.75月	3.50月
再任用	R7	期末 0.70月	0.725月 (+0.025月)	2.45月 (+0.05月)
	R7	勤勉 0.50月	0.525月 (+0.025月)	
	R8以降	期末 0.7125月	0.7125月	2.45月
	R8以降	勤勉 0.5125月	0.5125月	

(3) その他の手当

ア 通勤手当

(ア) 自動車等の使用者（使用距離が片道 10 km未満の使用者を除く。）に係る通勤手当の額を引き上げる。

(イ) 自動車等の使用者に係る通勤手当について、上限額を定め、その範囲内で規則で定める額とする。

イ 宿日直手当

通常の勤務 1 回に係る支給額の上限を 4,700 円に引き上げる。

2 実施時期

(1) 月例給及びその他の手当（ア(ア)及びイに限る。）

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 期末勤勉手当

令和 7 年 12 月期

(3) その他の手当（ア(イ)に限る。）

令和 8 年 4 月 1 日

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(通勤手当) 第10条の5 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円 カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円 キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円 ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円 ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円 コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円 サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未</p>	<p>(通勤手当) 第10条の5 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円 カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円 キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円 ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円 ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円 コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円 サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未</p>

改正後	改正前
<p>満である職員 32,300円 シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未 満である職員 35,500円 ス 使用距離が片道60キロメートル以上ある職員 38, 700円 3~6 略</p> <p>(宿日直手当) 第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円(勤務が行わる時間がある日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日に相当するものに退庁時から引き続いて行わる宿直勤務にあっては、その額は、7,050円)を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間以内の場合はその勤務1回につき2,350円とする。 2 略</p>	<p>満である職員 28,000円 シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未 満である職員 29,800円 ス 使用距離が片道60キロメートル以上ある職員 31, 600円 3~6 略</p> <p>(宿日直手当) 第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円(勤務が行わる時間がある日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日に相当するものに退庁時から引き続いて行わる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円)を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間以内の場合はその勤務1回につき2,200円とする。 2 略</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定についてでは、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4~6 略</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p>

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(通勤手当) 第10条の5 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</p>	<p>(通勤手当) 第10条の5 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円 カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円 キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円 ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</p>

改正後	改正前	
	<p>ケ 使⽤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未 　　満である職員 25, 900円 コ 使⽤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未 　　満である職員 29, 100円 サ 使⽤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未 　　満である職員 32, 300円 シ 使⽤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未 　　満である職員 35, 500円 ス 使⽤距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 3～6 略</p>	
	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において</p>

改正後	改正前
<p>て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額</p>	<p>て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</p>

3～5 略

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例によると。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用についてには、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条例第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用についてには、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とし、同条例第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用について、「100分の126.25」とあるのは、「100分の175」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用について、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（新旧対照表）（第5条関係）

改正後	改正前
<p>第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 略</p>	<p>第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 略</p>

大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（新旧対照表）（第6条関係）

改正後	改正前
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の175を乗じて 得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>